

冤罪防止に逆行し、監視・密告社会をもたらす盗聴法拡大、司法取引制度導入を阻止する決議

1 政府は、本年3月13日、盗聴法（通信傍受法）の拡大・要件緩和と「司法取引」制度（「証拠収集等への協力及び訴追に関する合意制度」）の導入などを内容とする刑事訴訟法等の「改正」案を閣議決定し、国会に提出した。

今回の法案は、昨年7月9日の法制審議会「新時代の刑事司法制度特別部会」が答申し、同年9月18日の法制審議会総会で承認された内容に基づいている。われわれは、法制審が捜査機関の要求を受け容れ、冤罪根絶という使命から大きく後退した答申をしたことを強く批判し、法案化に反対してきた。われわれは、法案が提出されたいま、あらためて「改正」案の問題点を明らかにし、廃案にすることを求めるものである。

2 盗聴法の「改正」は、①対象犯罪を従前の4種類の組織犯罪（薬物、銃器、密航、組織的殺人）から、傷害を含む身体犯、窃盗、詐欺、恐喝といった財産犯まで大幅に拡大するとともに、②盗聴（通信傍受）の手続について、通信事業者が通信の内容を暗号化し捜査機関に伝送するという方式により通信事業者の立ち会いを不要とし、捜査機関の施設で盗聴を行えるようにすることを認めることによって、捜査機関にとって使い勝手のよい盗聴法にしようとするものである。

しかし、現行の盗聴法（通信傍受法）は、通信の秘密・国民のプライバシーを侵害し違憲であるという国民の反対運動のもと、対象犯罪は組織的犯罪の4類型に限定するとともに、通信事業者の立ち会い要件が課されて立法化されたという経緯がある。

これに対し、今回の「改正」案は、盗聴の対象を一般犯罪にまで広げ、かつ立ち会い要件を骨抜きにするという点で、単なる「改正」にとどまらず、盗聴法の立法目的そのものを変質させるものにほかならない。「改正」によって盗聴（傍受）の対象となる会話、メール等の量は膨大なものとなり、国民のプライバシー侵害が引き起こされる危険性は格段に大きくなる。

「改正」の必要性として「振込詐欺」の摘発の必要性が指摘されている。しかし、組織化された犯罪集団の幹部が電話盗聴で簡単に捕捉されるような形態で指示を行っていると考えると、盗聴によって摘発が促進されるとも考えがたい。何よりも、捜査機関の都合でそもそも憲法違反の盗聴法の対象と拡大し、要件を緩和することなど、とうてい認められない。

また、「数人の共謀」、「あらかじめ定められた役割の分担従って行動する人の結合体」という要件が課されているが、これは盗聴の対象を組織的犯罪のみに限定するものではなく、盗聴対象の拡大の歯止めとはなり得ない。むしろ、捜査機関が何らかの犯罪を「共謀」している疑いがあると決めつけ、労働組合や民主団体さらには様々な市民団体の運動を広く盗聴の対象とされるおそれがある。

盗聴法「改正」案は、捜査機関が盗聴を通じて国民の動向を監視する「監視社会」をもたらし、かつ市民の団体や運動への不当な介入・弾圧の契機として利用されかねないものであって、断じて許されない。

3 「司法取引」（「証拠収集へ等への協力及び訴追に関する合意制度」）は、捜査対象となっている被疑者・被告人が、自分の知っている「他人の犯罪事実」に関する供述や証拠を検察官に提出するかわりに、自分の犯罪について不起訴処分や軽い罪での起訴などの便宜を図ってもらうという制度である。この制度の対象となる犯罪は、文書偽造、有価証券偽造、汚職、詐欺、恐喝、横領、独占禁止法違反等の経済犯罪まで多岐にわたっている。

「司法取引」は、捜査機関が被疑者を利益誘導して虚偽の自白や証言を獲得する手段として利用される可能性が高い。その結果、無実の第三者の「引っ張り込み」の危険や、共犯者への責任のなすりつけといった事態を生み出す危険性が高く、新たな冤罪の温床になりかねない。

取引には弁護人の同意が必要とされているが、弁護人が「他人」の犯罪についての確かな判断ができるとは考え難い。さらに、取引に同意するという形で弁護人が他人の犯罪立証に制度的に組み込まれ、場合によっては冤罪に加担させられかねないという点で、刑事弁護そのものの変質につながりかねない危険がある。

また、虚偽の供述によって取引をした場合に、刑罰（5年以下の懲役）を科すこととしている。しかし、いったん「司法取引」をしてしまえば、取引をした者は、たとえそれが虚偽の供述であったとしても、罰則をおそれて真実を言うことができなくなってしまう。刑罰規定によって、供述の真実性が担保されるどころか、かえって真実を証言することができなくなる危険性があるのである。

さらに、「司法取引」制度は、「密告の奨励」によって、特定の組織や団体の弾圧に利用されかねないものである。

4 法案には、取調べ過程の録音・録画の義務づけ（可視化）、証拠の一覧表開示など、一定の「改善」点が含まれている。しかし、可視化の範囲は刑事事件の約3%に限られているうえ、広範な例外規定が設けられている。証拠開示についても、公判前整理に付された事件について一覧表の交付を義務づけるだけである。

しかも、法案は、このような「改善」点と盗聴法拡大、「司法取引」制度導入などの性格の異なる法「改正」案を一括して法案としている。しかし、今回の法案に含まれている「改正」内容は、一つ一つがそれぞれ独自に国会で審議されるべきものであり、一括して審議し、採択するようなものではない。とくに、盗聴法の拡大と「司法取引」制度の導入は、国民的な議論と合意がないまま、法制審答申に織り込まれたものであり、本来、法案化する前提条件を欠くものと言わざるを得ない。一括法案という提案方法自体が国会の審議を蔑ろにするものといわざるを得ないのである。

5 国民に対する監視と密告を奨励する盗聴法の拡大と司法取引の導入は、「戦争をする国づくり」における治安立法と位置づけられるものである。

自由法曹団は、監視社会をもたらす盗聴法の拡大と密告を奨励する司法取引の導入を阻止するために、「戦争をする国づくり」に反対する多くの国民と連帯して、全力で奮闘することを表明する。

2015年5月18日

自由法曹団 2015年広島・安芸5月研究討論集会